

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム利用確約書
(警備員方式利用者)

仙 台 市 長

住 所 仙台市 区

申請者

氏 名

(※申請者本人が手書きしない場合は記名・押印してください)

緊急通報システムを利用するにあたり、次の事項を確約します。

- 1 緊急通報を発し、緊急通報システム運営事業者からの安否確認の電話に応答しない場合は、緊急通報システム運営事業者が派遣する警備員、消防署員その他関係者の立入りを認めます。
- 2 1により住宅への立入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じても、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
- 3 1による住宅への立入り又は緊急搬送が行われた時以降の住宅の管理責任については、関係機関職員、緊急通報システム運営事業者が派遣する警備員、消防署員その他の関係者の責任を問いません。
- 4 緊急通報システムの利用のため、次の通報用機器を借り受けます。

緊急通報システムの利用のため、私が借り受ける通報用機器の一式

- ・ 本体機器 (コントローラー) … 1 台
- ・ 煙式火災感知機器… 1 台
- ・ 熱式火災感知機器… 1 台
- ・ ガス感知機器… 1 台
- ・ センサー送信機… 1 台
- ・ 携帯型送信機 (ペンダント型押しボタン) … 1 台
- ・ 据置型送信機 (押しボタン) … 1 台

私は、これらの通報用機器が、緊急通報システム運営事業者の大切な財産であることを理解し、注意をもって使用します。また、これらの機器を他人に譲渡したり、貸付したり、担保に供するなど、目的以外に使用することはいたしません。

- 5 私の責任に帰すべき理由により、通報用機器を壊したり、なくしたりした場合には、直ちに仙台市及び緊急通報システム運営事業者に申し出たうえで損害の相当額を賠償いたします。
- 6 私が通報用機器を必要としなくなったときは、通報用機器の一式を速やかに返還いたします。

様式第2号 (2 / 2)

- 7 緊急通報システムの利用開始前までに合鍵を準備し、緊急通報システム運営事業者に預けます。
- 8 緊急の場合に、緊急通報システム運営事業者又は仙台市が、様式第1号に記載した緊急時連絡先へ連絡することについて同意します。また、私が様式第1号に緊急連絡先として掲載した相手方には、私から緊急時の連絡について説明し、同意を得ております。
- 9 費用の負担が発生する場合には事業者への支払を怠りません。
※ 支払を怠った場合には、システム利用の取消しが行われることを承諾します。
- 10 月利用料の再認定のため、仙台市が毎年、私と私の世帯員の介護保険料所得段階及び市民税情報を調査することに同意します。
- 11 機器の設置、撤去、移設等により、住宅内の床や壁などに穴や傷、変色などの痕跡が生じた場合、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
なお、賃貸住宅等の場合にあっては、貸主から仙台市又は緊急通報システム運営事業者に対して賃貸住宅等の現状回復等に係る要求があった場合、私が現状回復等を行い、仙台市及び緊急通報システム運営事業者に対し、当該対応に係る補償等を求めません。
- 12 機器について、他の利用者が使用していた再使用の機器(クリーニング済のもの)が設置される場合があることに同意します。また、機器の表面上のクリーニングで落としきれなかった汚れや傷を理由として、機器の交換を求めません。
- 13 申請書等に記載した事項については、緊急通報システム運営事業者・消防局へ情報提供することに同意します。
- 14 電話回線の種類によっては、機器の動作の保証ができない場合があること、その場合の対応工事は私の負担となること、また、停電時等に通報が適切に行われないう回線があることを理解し、承諾のうえ利用いたします。